

●香川県公告第二百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による廃止の届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年四月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社京屋 徳島県徳島市伊月町三丁目八番地
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
キョーエイ松島店 高松市松島町二丁目七番九号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
三、四〇二平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成十七年三月二十七日

二 届出年月日

平成十七年四月四日